

日仏租税条約第13条第2項(b)の適用に関する
 証明書の交付請求書に係る事績整理票（請求書審査用）

事前審査 (審査結果)	有・無 (可・不可)	決 裁 (合 議) 欄	課 名	課 長				
請求年月日	. .		審理課 (審理官)					
起 案	. .		課					
決 裁	. .		課					
進 達	. .							
局 名 (担当者名)	局 課							(電話) 9 - -
請 求 者	法 人 名							
	納 税 地	〒	(電話番号)					
	連絡先担当者	(役職等)	(電話番号)					
組織再編成の態様	合 併	分 割	現物出資	現物分配	株式交換	株式移転	その他	
【請求の対象となる組織再編成の概要】								
【検討結果】								
庁処 理欄	進達受領年月日 (国税庁審査担当課)				進達受領年月日 (国税庁国際業務課)			
			

【検討内容】

「日仏租税条約第13条第2項（b）の適用に関する証明書の交付請求書に係る事績整理票（請求書審査用）」の記載要領

- 1 日仏租税条約第13条第2項（b）の適用に関する証明書の交付請求書に係る事績整理票（請求書審査用）（以下「請求書審査事績整理表」という。）は、日仏租税条約第13条第2項（b）の適用に関する証明書の交付請求書を収受した場合に作成する。
- 2 請求書審査事績整理表の各欄は、次により記載する。
 - (1) 「事前審査」欄は、事前審査の有無及び有の場合の審査結果について、該当する部分を○で囲む。
なお、当該内国法人が事前審査の結果、証明書の発行が「可」とした法人である場合には、請求書等に記載された事実関係と事前審査の際に聴取していた事実関係に相違がないかを確認し、相違がない場合には事前審査の申出に対する審査結果を請求書等に対する審査結果とする旨を「検討結果」欄に記載し、当該事前審査に係る日仏租税条約第13条第2項（b）の適用に関する証明書の交付請求書に係る事績整理票の写しを添付した上で、国税庁審査担当課へ進達することができる。
 - (2) 「請求年月日」欄には、請求書を収受した年月日を記入する。
 - (3) 「起案」欄には、起案を行った年月日を記載する。
 - (4) 「決裁」欄には、決裁を行った年月日を記載する。
 - (5) 「進達年月日」欄には、国税庁審査担当課へ進達を行った年月日を記入する。
 - (6) 「決裁（合議）欄」には、担当課を記載の上、決裁等に使用する。
 - (7) 「請求者」欄には、請求を行った内国法人の法人名、納税地、本請求に係る担当者及び連絡先を記入する。
 - (8) 「組織再編成の態様」欄は、請求の基となった組織再編成について、該当する部分を○で囲む。
 - (9) 「検討結果」欄は、原則として、初葉に記載するものとし、「請求の対象となる組織再編成の概要」欄について初葉に記載しきれない場合、次葉に記載する。